## 令和5年度世田谷区価格高騰重点支援給付金（3万円）を住民税非課税世帯等へ支給します

### 支給対象世帯

**1 5年度住民税非課税世帯**

次の**全ての要件**を満たす世帯が対象です。

①5年6月1日に世田谷区に住民登録がある世帯
②世帯全員の5年度分の住民税均等割が非課税の世帯
③住民税均等割が課税されている方の扶養親族等のみで構成される世帯ではない世帯
④租税条約による住民税の免除を届け出ている方がいない世帯

**2 家計急変世帯**

次の**全ての要件**を満たす世帯が対象です。

①申請日時点で世田谷区に住民登録がある世帯
②5年度分の住民税均等割が課税された方がいる世帯
③5年1～9月の間に予期せず家計が急変し、世帯一人ひとりの年間収入見込額が5年度住民税均等割非課税相当の水準以下と認められる世帯
④住民税均等割が課税されている方の扶養親族等のみで構成される世帯ではない世帯
⑤租税条約による住民税の免除を届け出ている方がいない世帯

※扶養親族等とは、確定申告書や住民税申告書、年末調整（源泉徴収票）等に扶養親族として申告された方、16歳未満の扶養親族、青色事業専従者及び事業専従者のことを指します。
例）親（課税）に扶養されている学生（非課税）の単身世帯や、子（課税）に扶養されている両親の世帯（非課税）は支給対象外

※1 2を重複して受給することや、複数回受給することはできません。
※2に関し、「予期せず家計が急変」したことには、定年退職による収入の減少や、年金が支給されない月や事業活動に季節性があるもの等の通常収入が得られない月の収入等、当該月に収入がないことがあらかじめ明らかであるものは該当しません。また、不法行為に起因する収入の減少は「予期せず家計が急変」に該当しません。

**支給額**　対象世帯1世帯につき3万円

### 手続方法

**1 5年度住民税非課税世帯**

**①5年度住民税非課税世帯のうち、4年度に実施した「電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金（5万円）」を受給した世帯（世帯構成に変更があった世帯、代理人が受給した場合等は除く）**

「令和5年度世田谷区価格高騰重点支援給付金」支給のお知らせ（ハガキ）を7月7日に発送しました。原則として手続きは不要で、4年度に実施した「電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金」を受給された口座に振り込みます。

**② ①以外の5年度住民税非課税世帯**

該当すると思われる世帯の世帯主の方へ「令和5年度世田谷区価格高騰重点支援給付金支給要件確認書兼申請書」を送付します。必要事項を記入のうえ、同封の返信用封筒で返送してください。

**発送時期**／7月27日頃

※5年1月2日以降に転入した方がいる等の一部世帯には、8月下旬の発送を予定しています。
※5年度住民税非課税世帯に該当する世帯であってもご自身でのお申し出が必要な場合があります。詳しくは、区のホームページをご覧いただくか、お問い合わせください。
例）課税状況の変更により非課税世帯になった場合等

**返送（申請）期限**／9月30日（消印）

**2 家計急変世帯**

区では対象世帯を把握することができないため、申請書等を入手し申請していただく必要があります。申請書等は7月18日以降に、次の方法で入手することができます。

●区のホームページ（後記二次元コード）からダウンロード（郵便料金は自己負担）
●総合支所くみん窓口・出張所・まちづくりセンターで入手
●世田谷区重点支援給付金専用ダイヤル（☎03-6732-8483）へ請求（郵送でお届けします）

**申請期限**／9月30日（消印）

担当＝保健福祉政策課

支給要件、手続方法等詳しくは、区のホームページをご覧ください▶

問 世田谷区重点支援給付金専用ダイヤル ☎03-6732-8483（午前8時30分～午後6時 ※土・日曜、祝・休日を除く。）　区HP 203717

## 建築物の安全を確保するために適法な建物を建てましょう

違反建築物は、近隣に悪影響を与えるだけでなく、地震や台風等の災害時には、避難や救助活動の障害となるおそれがあり危険です。また、建替え等の際に、様々な建築上の制限や問題が発生する可能性があります。建築確認、中間・完了検査を確実に実施し、建物の安全性を確保しましょう。

▲中間検査の様子

**●建築確認申請、工事着手**

確認申請を行い、建築基準法やその他の関係法令の規定に適合していると「確認済証」が交付され、その後、工事に着手することができます。

なお、一定の建築物については、構造計算適合性判定及び省エネ基準適合性判定が必要です。

**●中間検査の受検**

対象建築物は、地階を除く階数が3以上のものと、階数が3以上の共同住宅です。建築物の安全性に深く関わる部分の工事が終わった段階で、申請どおりに工事が行われているかを検査します。

**●完了検査、検査済証の取得**

建築物が完成した際に適法性を確認する検査で、ほとんどの建築物に義務付けられています。

完了検査に合格した建築物には「検査済証」が交付され、建築物が使用できるようになります。検査済証がない建築物は、将来、増築等を制限されることがあります。

**●工事監理者の選任**

建築物の適法性、安全性を確保するには、建築確認申請どおりの工事が不可欠です。そのチェックを行うのが工事監理者です。工事を行うときは、工事監理者を選任し、届け出ることが必要です。

**安心して住むために違法建築をなくし適法な建物を建てましょう。**

問 建築審査課 ☎6432-7166 FAX6432-7985

## 新型コロナウイルス感染症に関する相談

発熱などの症状がある方は、まずは「かかりつけ医」に電話でご相談ください。

「かかりつけ医」がいない場合の受診相談、療養中の体調変化や困りごとの相談

**世田谷区新型コロナウイルス感染症相談センター**
**☎050-3665-7973**（平日 午前8時30分～午後5時）

**東京都新型コロナ相談センター**
**☎0120-670-440**（24時間（土・日曜、祝・休日を含む））

発熱患者に対応している医療機関のリスト

※必ず受診前に医療機関に電話で相談してください。
※受診の際は、マスクの着用をお願いします。

区HP 199397

新型コロナウイルス感染症について

療養期間の目安など、詳しくはこちら ▶▶▶▶▶▶▶

区HP 184143

新型コロナワクチン接種について

**世田谷区新型コロナワクチンコール ☎0120-136-652**（午前8時30分～午後5時30分（土・日曜、祝・休日を含む））

● 中止します　7月1日号3面「夏季プール開放」で瀬田中学校の夏季プール開放をお知らせしましたが、設備不良により中止します。
問（公財）世田谷区スポーツ振興財団 ☎3417-2811 FAX3417-2813